

報告事項①

農水産業協同組合貯金保険機構中期業務目標(案)

(令和8～10年度)

制定 令和8年 月 日 8貯第 号

1. 貯金保険機構の使命

- (1) 農水産業協同組合貯金保険法(以下「貯金保険法」という。)は、農水産業協同組合(以下「組合」という。)の貯金者等の保護及び経営困難組合に係る資金決済の確保を図るため、組合が貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難組合に係る合併等に対する適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置並びに農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資することを目的としている。
- (2) 農水産業協同組合貯金保険機構(以下「貯金保険機構」という。)は、貯金保険法に基づき昭和48年9月に設立された認可法人であり、同法の目的を達成するため、その適切な運用を行うこと等がその使命とされている。
- (3) また、貯金保険機構は、当分の間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(以下「事業者再生支援機構法」という。)に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「事業者再生支援機構」という。)への出資等の措置を講ずることとされている。

2. 貯金保険機構を取り巻く環境と当面の課題等

- (1) 我が国を取り巻く環境は、依然として不安定な国際情勢の下、国内においては、農山漁村を中心とする人口減少のほか、自然災害や気候変動等に伴う影響が深刻化しており、農水産業においても、高齢者のリタイアにより担い手が急減するなど、大きく変化してきている。
- (2) 金融機関経営においては、経済活動のクロスボーダー化や金融サービスのデジタル化に伴い、金融活動の高度化や金融商品の多様化が急速に進展しており、我が国は、大規模金融緩和の枠組みの見直しに伴い、「金利ある世界」へ回帰した。
- (3) 他方、地方を中心とする人口減少の中で、国内金融機関は、預貯金の獲得などの面における競争が激化しており、DX(デジタルトランスフォーメーション)

やAIの活用による顧客の利便性向上や業務の効率化が求められる一方で、専門人材の確保・育成やリスク管理といった新たな課題も出現している。

- (4) このような状況の下、我が国金融システムは、引き続きその安定は維持されているものの、様々な状況の変化を踏まえ、貯金保険機構は、金融環境の動向や組合経営における影響などを注視するとともに、破綻処理の更なる迅速化にも取り組む必要がある。
- (5) 貯金保険機構は、定員18名の小規模な組織であり、破綻処理を実際に経験した職員が定年を迎えつつある中で、引き続きその使命を全うしていくためには、
- ① 破綻処理即応力を高める各種取組の実践や態勢の強化
 - ② 専門性の高い人材の確保・育成とノウハウ継承
 - ③ 貯金保険機構の業務に関する各種システムの拡充・強化やAIの活用などを通じた効率的な業務運営の推進
 - ④ 行政や系統団体など関係機関との緊密な連携などが極めて重要な課題となっている。

3. 中期業務目標

貯金保険機構は、2の課題等を踏まえた中期的な業務指針として、令和8～10年度において達成すべき具体的な目標を以下のとおり定める。

(1) 事前準備の態勢強化

① タイムラインマニュアルの再構築

貯金保険制度における破綻処理(保険金支払方式、資金援助方式、金融危機対応、秩序ある処理)に関する即応力を強化するため、タイムラインマニュアルを完成させる。

② 管理人業務の手引きの拡充

運用や手続の詳細と解説を記載した管理人業務の手引きについて、信用事業以外の事業を兼営する農協・漁協の実態を踏まえ、経済事業などへの対応を拡充する。

③ 情報収集・分析の強化

「金利ある世界」への回帰により、これまでと異なる環境に置かれることとなる組合の経営状況を把握するため、情報収集及び財務分析のための態勢を強化する。

④ 貯金者データ整備の水準向上

組合における貯金者データ整備の水準を、他業態と比較して遜色ないものとする。

(2) 人材の確保・育成

① 人材の安定的な確保

職員の世代交代に的確に対応するため、採用手段の多様化や職場環境の整備などを通じ、破綻処理に有用な専門的知識を有する人材の安定的な確保を図る。

② 研修・訓練を通じた人材の育成とノウハウ継承

破綻処理時における管理人団に対する差配や貯金者に対する説明などへの的確な対応を可能とするため、タイムラインマニュアルや手引きなどに基づく破綻処理の研修や訓練を体系的に実施し、職員の育成とともにノウハウの継承を図る。

(3) 業務運営の効率化等

① システムの拡充・強化

破綻処理に関する基幹システムについては、事務処理の効率化を図るため、保険金支払実務における個人番号の活用など、その機能の拡充・強化を図る。

② 新技術の活用

限られた人的リソースで最大限の成果を実現するため、AI等の新しい技術を活用して、業務運営の効率化に取り組む。

③ 情報セキュリティの強化

個人情報その他の機密情報の適切な取扱いに万全を期すため、情報セキュリティや個人情報保護の強化に取り組む。

(4) 関係機関との連携強化

破綻処理や貯金者データ整備など貯金保険制度の円滑な運営には、行政や系統団体など関係機関との緊密な連携が不可欠であることから、より一層の強化を図る。

(5) 東日本大震災に関する特例業務への対応

事業者再生支援機構法に基づく貯金保険機構の特例業務については、支援先の多くが返済期限を迎える状況を踏まえ、適切に対応する。

(6) 調査・研究等

① 調査・研究及び国際協力の推進

預貯金保険や会計に係る内外の動向を注視し、必要な調査・研究を行うとともに、業務に関する国際協力を努める。

② 責任準備金の管理

貯金保険機構の財務的基盤である責任準備金については、積立目標の達成に向けて着実な積立てを図るとともに、流動性に十分配慮した運用を行う。

③ 情報発信の充実

貯金者や組合など、利用者の利便性を最優先に情報発信の充実を図る。

④ 執務参考資料の保存

過去の破綻処理に関するノウハウを風化させないため、資料のアーカイブ化を完了する。

4. 各年度における業務運営方針

貯金保険機構は、3の目標を踏まえ、毎年度の業務運営方針を策定するものとする。

5. 業務運営の理念

貯金保険機構の役職員は、以下の理念に則して業務に携わる。

- ① 貯金者の皆様に安心をお届けするとともに、組合にも、信用秩序の維持を図るための役割を十全に果たしていると評価される業務運営を徹底すること。
- ② 時代や情勢に適合するよう不断に業務運営を見直していくこと。
- ③ これまで蓄えた知識と培った経験を次世代に継承していくこと。
- ④ 絶え間ない自己研鑽により、限られた人的リソースで最大限の成果の実現を目指すこと。

貯金保険機構中期業務目標(令和4～7年度)における取組実績・今後の課題等

貯金保険機構

項目	令和4～7年度に講じた措置とその実績	今後の課題等	
①	<p>責任準備金目標額の確実な達成に努めるとともに、責任準備金の積立目標額及び保険料率の妥当性について、系統信用事業を取り巻く環境や金融経済情勢の変化等を踏まえ、必要な検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貯金保険制度を今後とも長期的かつ安定的に維持する観点から、令和6年度に責任準備金目標の改定を有識者を交え検討し、取りまとめ(令和7年3月)を行った。 ・これにより令和7年度から、責任準備金積立目標を金額設定方式から、欧米諸国や我が国の預金保険制度で導入されている推定付保貯金額に応じた比率設定方式に移行した。 ・推定付保貯金額の0.7%を新たな積立目標として、これを10年程度で達成するため、実効料率を0.004%とし、将来にわたる財務基盤の確立を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して貯金残高及び推定付保貯金額の動向を注視する必要がある。
②	<p>より適切な破綻処理スキームを確立するとともに、系統機関との連携を重視した破綻処理態勢の整備・強化に努める。貯金保険法の改正に伴い導入された金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の業務の実施に係る実務面の検討や態勢整備に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①保険金支払方式、②資金援助方式、③金融危機対応、④秩序ある処理の4方式について、「誰が」「いつ」「何を行うか」を整理したタイムラインマニュアルの整備に取り組んだ。 ・また、「資金援助方式」のタイムラインマニュアルは、制度班で演習を実施し、課題を修正したものを初版として機構内で配布し、これを活用した機構内部の破綻処理研修・訓練を開始し、破綻処理態勢の強化に務めた。 ・系統職員を対象とした「管理人制度実務研修会」を毎年開催し、特に令和7年度には新たに試みとして過去の破綻処理実務経験者による講演も行うことにより、連携の強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻処理に関する4方式のタイムラインマニュアルを完成させる。 ・先行する「資金援助方式」のタイムラインマニュアルについて、残された課題の解消などを通じ、継続的な更新に務める必要がある。 ・手引、様式、解説等は、早期に整理を完了し、継続して更新をしていく必要がある。 ・特に手引については、総合事業体である農漁協の経営実態に鑑み、経済事業などへの対応について議論を深める必要がある。 ・破綻処理の事前準備に万全を期すため、情報の収集・分析態勢を強化し、組合等の経営状況の動向を注視していく必要がある。 ・今後も行政や系統機関に対し、連携の強化を働きかけていく必要がある。

項目	令和4～7年度に講じた措置とその実績	今後の課題等
<p>③ 迅速かつ的確な破綻処理に資するため、経済安全保障推進法*1、マイナンバー法*2等への対応を含めた基幹システムの充実・強化を図るとともに、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展を踏まえつつ、情報セキュリティの強化に努める。</p> <p>*1 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 *2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p>	<p>・基幹システムの環境変更や維持管理に関し、経済安全保障推進法に基づく国の事前審査に的確に対応した。</p> <p>・また、マイナンバー法改正に合わせ、想定されるマイナンバーを活用した保険金支払等の業務フローとシステム対応の検討を行い、基幹システムの充実・強化に務めた。</p> <p>・政府統一基準に準拠すべく規程を改正し、情報セキュリティに関する遵守事項を政府機関と同等レベルにした。</p> <p>また、令和7年度から最高情報セキュリティアドバイザーを設置し、情報セキュリティに関する各種規程の改正内容の妥当性検証や研修の実施により、セキュリティの高度化を図ることができた。</p>	<p>・今後も継続して国の事前審査に的確に対応するとともに、マイナンバーを活用した保険金支払等の業務フローを実現するため、今後速やかにシステムの要件定義を決定し、計画的にシステム設計やプログラム開発を行い、基幹システムの円滑な運営や破綻処理の迅速化等に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>・今後も継続して情報セキュリティの高度化や個人情報の保護を強化し、破綻処理をはじめとした当機構の各種業務を的確に遂行していく必要がある。</p>
<p>④ 貯金等に関するデータ整備を促進するため、系統機関や行政庁との連携強化、立入検査の充実・強化を図るとともに、貯金者データ整備説明会の実施や、組合における手順書等の整備を促進する。</p>	<p>・令和4年度から令和6年度においては、未整備率が0.5%未満の整備優良組合を対象として、名寄せ検証事業を実施し、整備内容の検証・分析を通じて、更なる整備率の向上に務めた。</p> <p>・令和7年度からは、他業態と遜色ない整備水準を目指し、向こう3年間(令和9年度末まで)を新たに「重点取組期間」と位置付け、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 効率的な整備に資するため、「優先して検証いただきたいパターン」を作成し、全国説明会で組合等に提示・説明 ② 関係機関との連携の下、整備が遅れている県域に対する説明会や組合等への立入検査などを実施 ③ 組合に配布したデータ整備用のシステムについて、整備指標を一本化して効率化 <p>することで、整備の促進や関係機関との連携強化を図った。</p>	<p>・令和7年度から開始した重点取組を継続するとともに、組合におけるデータ整備の取り組みを加速させるための検討が必要である。</p>

項目	令和4～7年度に講じた措置とその実績	今後の課題等
⑤ 組合の破綻時における事務処理能力の向上等を図るため、貯金保険機構職員のみならず、系統機関職員等の管理人団候補者に対する研修・説明会を実施するとともに、システム処理のシミュレーションテストを含めた実地訓練等の充実に努める。	<p>(研修・説明会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合破綻時の基幹システムのオペレーション、貯金の払戻し及び為替取引の取扱いについて破綻処理訓練を実施したほか、タイムラインマニュアルの整備と、それを活用した研修を通じて、破綻処理における事務処理能力の向上を図った。 ・行政庁や系統機関を対象とした破綻処理実務研修会を開催し、破綻処理における各々の役割を中心に説明するほか、過去の破綻処理実務経験者の講演により、実務上の理解・認識を深めることができた。 <p>(シミュレーションテスト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム処理のシミュレーションテストは、令和4年度～令和7年度において、毎年2組合を対象に実施した。テストを通じて稼働に大きな支障がないことは確認できたが、いくつかのシステム上の課題も認められた。 	<p>(研修・説明会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構や関係機関の職員に対して、タイムラインマニュアル等に基づく各破綻処理方式の全体を通じた研修・訓練を実施し、継続して破綻時の事務処理能力の向上を図っていく必要がある。 <p>(シミュレーションテスト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テストにより明らかとなったシステム上の課題については、その解消に向け関係機関と協議し、システムのみならず運用方法についても是正を図っていく必要がある。 ・また、今後も継続してテストを実施していくことで、システムの稼働状態を確認するとともに、課題の是正状況や新規発生の有無を検証していく必要がある。
⑥ 貯金保険制度の検討に資するため、海外の諸制度を含めた調査・研究等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・文献調査のほか、IADI総会等の国際会議に対面(会場)やリモートで参加し、各国の預貯金保険制度とその課題について理解を深めることができた。 ・また、令和7年度には、過去の破綻処理事案に関する現地調査を実施し、当時の経験や課題などを聴き取ることにより、タイムラインマニュアル(資金援助方式)の検討に役立てることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IADI総会等への参加により各国制度とその課題の理解を深めるとともに、預金保険機構等への情報収集を通じ、多角的に貯金保険制度を検討する必要がある。 ・過去の破綻処理事案に関する資料のアーカイブ化を進め、ノウハウの風化を防ぐ必要がある。
⑦ 貯金保険制度及び貯金保険機構の業務に関する広報に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度から、ホームページ上で運営委員会や検討会(責任準備金目標の改定検討会)に関する資料及び議事内容に関する情報発信を行うことにより、機構業務の広報の強化や透明性の確保を図った。 ・貯金者からの貯金保険制度に係る照会や組合からのパンフレット・ポスター配布に関する要望に適切に対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信媒体であるホームページ掲載内容の充実等を図ることにより、今後とも貯金者や組合など利用者の利便性向上に取り組んでいく必要がある。
⑧ 責任準備金見合資産の安全かつ効率的な運用・管理に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・内外の金融経済動向を注視しつつ、流動性・安全性及び収益性のバランスに配慮し、短期資産を重視した運用を実施した結果、令和7年度末時点の資産構成では、短期資産残高は約2,600億円、債券残高は約2,300億円の見込みとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳格な内部統制の下で、内外の金融経済動向を注視しつつ、流動性・安全性及び収益性の観点から、引き続きバランスの取れた資産運用を目指す必要がある。

項目	令和4～7年度に講じた措置とその実績	今後の課題等
<p>⑨ 東日本大震災に関する事業者再生支援機構法に係る貯金保険機構の特例業務に関して、機構の特例業務に関して、事業者再生支援機構、関係当局等の間で適切に対応する。</p>	<p>・出資者として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の定時株主総会への出席に当たり、事前に決算状況や事業者支援状況を確認し、適切に対応した。</p>	<p>・今後、多くの支援先事業者が借入金の返済期限を迎えることを踏まえ、適切に対応する必要がある。</p>
<p>⑩ 以上の目標の達成に向けて、貯金保険機構の業務におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する。</p>	<p>・業務の効率化、堅確性確保の観点から、電子決裁・文書管理システム、会計処理システムを導入した。 ・系統組織や委託先との情報連携強化などのため、OA(事務)系システムをクラウドストレージサービスに移行した。 また、機構システム基盤もシステム運用の安全性、効率性の観点から、クラウド移行を実施した。</p>	<p>・クラウドシステムサービスへの移行を踏まえ、AIの活用も含め、機構業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に努める。</p>